

# 佐賀県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱

佐賀県教育委員会

(趣 旨)

第1条 この要綱は、佐賀県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）において医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるものである。

(医療的ケア)

第2条 この要綱において医療的ケアとは、治療を目的とするものではなく、障害に伴い日常的に生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な医行為的な生活介護行為であり、具体的には痰の吸引や経管栄養、導尿等とする。

(医療的ケアの対象者及び内容)

第3条 医療的ケアの対象者は、学校内で日常的に医療的ケアを行う必要がある児童生徒で、保護者から医療的ケア実施の申請があり、主治医が承知し校内医療的ケア委員会の協議を経て、校長が実施可能と認めた者とする。

2 医療的ケアの内容も、前項と同様の手続により、校長が認めた内容とする。

(医療的ケアの実施者)

第4条 特別支援学校における医療的ケアは、当該学校に配置する看護師が実施する。

(医療的ケアの実施条件)

第5条 医療的ケアの実施は学校内に限るものとし、実施条件は、次に掲げる各号すべてに該当する場合とする。

- (1) 医療的ケアは、医師の指示に基づいて、日常的に継続して保護者が行っている行為であること。
- (2) 医療的ケアの必要性が長期間にわたって存在し、かつ児童生徒の身体の状態が安定していること。
- (3) 保護者からの申請に基づき、本要綱に定める手続を経て行われるものであること。
- (4) 児童生徒の体調不良時などにおいては、児童生徒の安全性を確保するため、保護者が医療的ケアを行う場合があること。

(校内医療的ケア委員会)

第6条 医療的ケアを実施する特別支援学校は、医療的ケアを円滑に実施するため校内医療的ケア委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、校内体制の整備・充実を図る。

- 2 委員会は、研修計画の作成、医療的ケアの対象者、医療的ケアの内容並びに医療的ケアの実施状況の点検、その他医療的ケアの実施に関することについて協議を行う。
- 3 委員会は、校長、副校長、教頭、指導医、看護師並びに校医、学部主事、保健主事、養護教諭、担任の中から校長が指名する者及び保護者の代表者で組織する。
- 4 指導医は、原則として対象児童生徒の主治医の中から委嘱する。
- 5 委員は、会議において知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(医療的ケアの手続)

第7条 医療的ケアの実施手続は、次のとおりとする。

- (1) 保護者は、校長に実施申請書（主治医の意見を含む）を提出する。
- (2) 校長は、実施申請書（主治医の意見を含む）及び委員会の協議を踏まえて、対象児童生徒並びに医療的ケアの内容を決定する。
- (3) 校長は、対象児童生徒の主治医に、医療的ケアの内容を通知する。
- (4) 校長は、申請した保護者に、医療的ケア実施の可否や実施する内容について通知する。
- (5) 保護者は、主治医の指示書を添付して、校長に実施依頼書を提出する。
- (6) 看護師は、校長が決定した医療的ケアを主治医の指示書に基づき実施する。
- (7) 校長は、必要と認めた場合は医療的ケアの実施を中断・中止することができる。  
なお、この場合、保護者に通知する。
- (8) 保護者は、医療的ケアの実施を中断・中止したい場合は、校長に届け出るものとする。
- (9) 校長は、医療的ケアに関して学校と保護者間の連絡を密に行う。また、実施記録表を点検・保管するとともに委員会に報告する。

2 医療的ケア実施手続の様式は、次のとおりとする。

- |                  |                   |       |
|------------------|-------------------|-------|
| (1) 実施申請書        | (保護者⇒校 長)         | <様式1> |
| (2) 主治医への通知      | (校 長⇒主治医)         | <様式2> |
| (3) 決定通知書        | (校 長⇒保護者) 実施可の場合  | <様式3> |
|                  | (校 長⇒保護者) 実施不可の場合 | <様式4> |
| (4) 実施依頼書（指示書含む） | (保護者⇒校 長)         | <様式5> |
| (5) 主治医の指示書      | (主治医⇒保護者)         | <様式6> |
| (6) 中断・中止通知書     | (校 長⇒保護者)         | <様式7> |
| (7) 中断・中止届       | (保護者⇒校 長)         | <様式8> |
| (8) 実施記録表        | (保護者⇔学 校)         | <様式9> |

(研 修)

第8条 校長は、看護師と教員に対し、次に掲げる研修を実施する。

- (1) 看護師 指導医・主治医等による医療行為等に関する研修
- (2) 教 員 指導医・関係教職員等による医療的ケアに関する基本的な知識・配慮事項の習得、看護師との連携方法等に関する研修

(緊急時の体制)

第9条 校長は、緊急時に対応するため校内における緊急時マニュアルに基づき、個別の緊急時マニュアルを作成する。

(医療的ケアの継続等)

第10条 医療的ケアを実施している児童生徒について、身体の状態の変化等により医療的ケアの内容に変更がある場合、保護者は再度第7条の手続を行わなければならない。

- 2 医療的ケアを実施している児童生徒について、身体の状態に変化がなくかつ医療的ケアの内容に変更がない場合、年度を越えて継続して実施できる。
- 3 保護者は、必要な時期に校長に指示書を提出しなければならない。また、校長は、必要に応じ保護者に指示書の提出を求めることができる。

(看護師の役割)

第11条 看護師は、第7条第1項第2号で決定した医療的ケアを主治医の指示書に基づき実施するとともに、次の各号に示すことを行う。

- (1) 医療的ケアの実施にあたり主治医及び保護者との連携に努めること。
- (2) 毎朝、保護者とともに医療機器・器具の作動状況を確認・記録すること。
- (3) 毎日、医療的ケアの実施状況等を実施記録表に記録し、校長の確認を受けること。
- (4) 児童生徒の身体の状態の変化等により、医療的ケアが十分に安全に行えないと判断したときは、医療的ケアを中断または中止し、校長に対して委員会での再検討を求めることができる。

(保護者の役割)

第12条 保護者は、医療的ケアの実施にあたって次の各号に示すことを行う。

- (1) 児童生徒の健康状態等を、毎朝、実施記録表及び口頭で看護師に伝えること。
- (2) 医療的ケアに必要な医療機器・器具を用意し、毎朝、医療機器等が正常に作動することを看護師とともに確認・記録すること。
- (3) 緊急の場合の連絡先を学校に伝え、連絡があった場合は速やかに対応すること。
- (4) 医療的ケアの開始当初や長期休業後は、看護師が医療的ケアの習得を図り、安全かつ的確に実施できるようになるまでの間、看護師とともに医療的ケアを行うこと。
- (5) 児童生徒の体調不良時などには、安全性を確保するため医療的ケアを行うこと。

(主治医との連携)

第13条 看護師は、医療的ケアの実施にあたって主治医との連携を図るとともに、児童生徒の状況の変化等必要に応じて主治医に連絡し、指導を受けるよう努める。

- 2 校長は、看護師が主治医から指導を受けることができるよう配慮する。
- 3 校長は、主治医の求めに応じ、医療的ケアの実施記録表を提示する。

(指導医との連携)

第14条 校長は、定期的に校内において看護師の研修を行うよう指導医に依頼する。

(医療機器の点検・管理)

第15条 医療的ケアに必要な医療機器・器具の点検・管理は、次のとおり実施する。

- (1) 医療機器・器具は、保護者が保有又は借用して使用しているものを使用する。
- (2) 保護者は、医療機器・器具を定期的に点検し、管理に万全を期すものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。